

平成22年第4回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

平成22年11月29日 開会

）

平成22年11月29日 閉会

吉田町議会

平成22年第4回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (11月29日)

○町長あいさつ	3
○開会の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案第60号～議案第62号の一括上程、説明	4
○議案第60号の質疑、討論、採決	7
○議案第61号の質疑、討論、採決	10
○議案第62号の質疑、討論、採決	10
○発議案第10号の上程、説明、質疑	11
○動議の提出について	12
○発議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○動議の提出について	24
○発議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○町長あいさつ	34
○議長あいさつ	34
○閉会の宣告	34

開会 午前 8時59分

○議長（増田宏胤君） 改めて、おはようございます。

本日ここに、平成22年第4回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に当たり、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（増田宏胤君） 開会に当たり、町長よりごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

普通の臨時会でございますので、何も皆様にお話しすることはございません。よろしくお願いいたします。

○議長（増田宏胤君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（増田宏胤君） ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、平成22年第4回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田宏胤君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、10番、吉永満榮君、11番、勝山徳子君を指名します。

◎会期の決定

○議長（増田宏胤君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議案第60号～議案第62号の一括上程、説明

○議長（増田宏胤君） 続きまして、議案上程を行います。

第60号議案から第62号まで一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成22年第4回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について3件でございます。

それでは、議案につきまして御説明申し上げます。

第60号議案は、吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、一昨年秋の世界的な金融危機を影響とする厳しい経済雇用情勢を反映して、昨年に引き続き月例給、特別給ともに引き下げという厳しいものとなった人事院勧告を反映させるものであり、月例給につきましては、40歳台以上の職員を念頭に置いた引き下げ改定をあわせて行うこととし、また特別給につきましては、支給月数を引き下げる内容の条例改正をお認めいただくものがございます。

主な改正内容といたしましては、月例給につきましては、40歳台以上を念頭に置いた俸給月額を平均0.1%引き下げる改定を行うこととするものがございます。また、特別給につきましては、民間の支給割合に見合うよう引き下げることとし、12月期の期末勤勉手当を一般職につきましては0.2カ月分、再任用職員につきましては0.1カ月分の引き下げ、一般職の任期付職員に支給する期末手当を0.15月分引き下げるものがございます。

第61、第62号議案は、特別職の職員である常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び吉田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この2議案につきましては、改正内容が同一のため一括して説明をさせていただきます。

本2議案は、前60号議案における町職員の給与の引き下げについてかんがみ、特別職並びに吉田町教育委員会教育長の期末手当を引き下げる内容の条例改正をお認めいただくものがございます。

主な改正内容につきましては、特別職並びに吉田町教育委員会教育長に支給する期末手当を0.2カ月分引き下げるものがございます。

以上が上程いたします3議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（増田宏胤君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

総務課長、中村久義君。

〔総務課長 中村久義君登壇〕

○総務課長兼防災監（中村久義君） 総務課でございます。

総務課から、第60号議案から第62号議案の3議案につきまして御説明申し上げます。

第60号議案 吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の1ページから9ページ及び参考資料、ナンバー1をごらんいただきたいと思います。

本議案は、本年8月の人事院勧告を反映させるものであり、公務と民間の給与比較の結果、月例給、特別給のいずれも民間を上回っていることを解消するため、給料表の引き下げ、現給保障の引き下げ及び期末勤勉手当を引き下げることとする内容の条例改正をお認めいただくとするもので、全体を5本立てにしまして、施行日の異なる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の改正規定では、吉田町職員の給与に関する条例第15条の5第2号中の12月期の期末手当の支給率を100分の150から100分の135に引き下げ、同条第3項中の再任用職員の12月期の期末手当支給率を100分の85から100分の80に引き下げるものでございます。

また、第15条の8第2項第1号中の12月期の勤勉手当の支給率を100分の70から100分の65に引き下げ、同項第2号中の再任用職員の12月期の勤勉手当の支給率を100分の35から100分の30に引き下げるものでございます。

また、別表第1及び別表第2に規定されております行政職の給料表の1級から6級の一部及び技能労務給料表の1級から3級の一部を除き、給料月額について減額改正するものでございます。

続きまして、第2条の改正規定では、第1条の改正規定による改正後の吉田町職員の給与に関する条例第15条の5第2号中の6月期の期末手当の支給率を100分の125から100分の122.5に引き下げ、12月期の期末手当の支給率を100分の135から100分の137.5に引き上げるものでございます。

また、第1条の改正規定による改正後の第15条の8第2項第1号中の6月期、12月期の勤勉手当の支給率を100分の65から100分の67.5に引き上げ、第2号中の再任用職員の6月期、12月期の勤勉手当の支給率を100分の30から100分の32.5とするものでございます。

続きまして、第3条の改正規定では、吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の給料表を改正するものでございます。

また、第8条第2項中の特定任期付職員に対する期末手当につき、12月期の支給率を100分の165から100分の150に引き下げるものでございます。

続きまして、第4条の改正規定では、第3条の改正規定による改正後の吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項中の特定任期付職員に対する6月期の期末手当

の支給率を100分の145から100分の140に引き下げ、12月期の期末手当の支給率を100分の150から155に引き上げるものでございます。

続きまして、第5条の改正規定では、吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年吉田町条例第2号）、附則第6項の規定に基づく経過措置の現給保障の支給率を100分の99.76から平成21年改正条例に規定する減額改定対象職員については100分の99.59に、それ以外の職員については100分の99.83とするものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は平成22年12月1日から施行し、第2条及び第4条の改正規定は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

第61号議案 特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の10ページ、11ページ及び参考資料ナンバー2をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、本年の人事院勧告に基づく職員の給料改定をかんがみ、特別職の期末手当につきまして年間支給月数を0.2カ月分引き下げることとし、この支給に関しては12月の期末手当から差し引くこととする内容の条例改正をお認めいただくとするもので、全体を2本立てにしまして、それぞれ施行日の異なる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の改正規定では、第2条第2項中に規定されております12月期の期末手当の支給率を100分の220から100分の200に引き下げます。

続きまして、第2条の改正規定では、第1条の改正規定による改正後の第2条第2項中の6月の期末手当の支給率を100分の195から100分の190に引き下げ、12月の期末手当支給率を100分の200から100分の205とするものでございます。

なお、附則につきましては、第1条関係の改正規定は平成22年12月1日施行し、第2条関係の改正規定は平成23年4月1日から施行するものでございます。

第62号議案 吉田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の12ページ、13ページ及び参考資料ナンバー3をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、前61号議案と同じく教育長の期末手当につきまして、年間支給率を支給月数を0.2カ月分引き下げることとし、この支給に関しては特別職の支給方法と同様に12月期の期末手当から差し引くこととする内容の条例改正をお認めいただくとするもので、全体を2本立てにしまして、それぞれ施行日の異なる改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条の改正規定では、第3条第3項中に規定されております12月期の期末手当の支給率を100分の220から100分の200に引き下げます。

続きまして、第2条の改正規定では、第1条の改正規定による改正後の第3条第3項中、6月の期末手当の支給率を100分の195から100分の190に引き下げ、12月期の期末手当の支給率を100分の200から100分の205とするものでございます。

なお、附則につきましては、第1条関係の改正規定は平成22年12月1日から施行し、第2条関係の改正規定は平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上が総務課からの3議案につきましての説明でございます。

御審議のほうをよろしくお願ひします。

○議長（増田宏胤君） 以上で提出議案の説明が終わりました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 第60号議案 吉田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 今回の60号議案のところですが、これによって総額的にはお幾らぐらいになるのかということと、それから、ラスパイレス指数が吉田町の場合はどのくらいになっているのかということをお聞きします。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 概算で、賞与、給料等合わせて1,300万円ほど減額になる予定でございます。

ラスパイレスにつきましては、22年度につきましては92.3でございます。それから前年、21年につきましては93.4、20年については92.8、19年については92.5でございます。

ちなみに本年度92.3につきましては、県下で2番目に低いラスパイレスでございます。

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 県内でもラスパイレス指数、下から2番目くらいということで大分吉田町の場合は職員の給料を抑えているなということがわかりますけれども、職員の数は他市と比べて吉田町の場合、例えば1,000人当たりとかという形で比較するのかなと思うんですが、その辺は他市と比べてどうですか。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 22年4月1日現在でございますけれども、定員管理、17年に始まりまして最終年度でございますけれども、本来なら213人の定員管理がそうございますけれども、4月1日現在209というような数で職員やっております。

他市と比べてどうかといいますと、もともと吉田町はお隣の町に比べて少人数でやっておりますので、調べてはございませんけれども、多分隣の町より少人数でやっているという状況だと思います。

21年の1,000人当たりでございますけれども、吉田町は6.2というような数字が出ております。これは、普通会計の対象でということでございます。

以上です。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑ありませんか。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

先ほどの総務課長の御説明で、今回40歳以上の職員に関しても1号から16号、技能職ということで、ある程度本当にお子様に大変お金がかかるのに該当される職員の方々に非常に500円とか800円ぐらい下がっているわけでありましてけれども、人事院勧告に基づきということでもありますので、その辺のところの確認がちょっととれていなかったものですから、人事院勧告で40歳以上を重点的に、その辺のところの民間との格差をなくすためにということ、そのようなことに基づいてやられているかどうかという点をまず1点お伺いしたいと思います。

す。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 人事院勧告に40歳以上0.1%平均引き下げというような形で俸給表がそのような形で作られてございます。ですので、各等級ごとに改正のないところ、改正のあるところがございますけれども、それに基づいて人事院勧告で発表されたものの俸給表を使ってございますので、40歳以上につきましては0.1%平均ですか、下がっているような形になっていると思います。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） それぞれの職員一人一人が俸給表に基づいて、横並び全部一緒ではないとは思いますが、その辺のところ、国・県と年数がたてば自動的に上がるというような形ばかりではないと思われるものですから、その辺のところの配慮というか、そういったものもある面必要ではないかなというような思いはするわけであります。

人事院勧告に従うということでございますので、その辺のところは大変難しいかなと思います。先ほどの同僚議員からの質問で、定数に関しても定員管理に関しても、ラスパイレスに関しても非常に優秀というようなことになっているわけではございますけれども、今回の職員の改定の中で任期付職員という形の方々も含まれているわけですが、任期付職員に関しまして我が町に何名いらっしゃるか、その辺の確認をお願いしたいと思います。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） 任期付職員につきましては、1名採用してございます。

○議長（増田宏胤君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 1名ということで、再任用の方が今3名ですか、いらっしゃると思うんですけども、非常に職員も厳しい中でやられていると。人数も少ない中、また国・県に倣って給与とか民間ベースに合わせてやられているということではございますけれども、町の中でこれに対して、実際、組合があるわけでもなくそういったことでありますので、そういったものはどのような手順で今回の条例の改正になったかと、この後我々が出る議員の発議におきますと、全員で話し合っただけでどういふものかということをやったわけではございますけれども、こういった公務員の皆様方に対しての給与の改定ということに関して、町としてどのようなお話し合いがなされたのか、それについて御披露願いたいと思います。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） それこそ国のほうからも指示が来てございますので、それに基づいて、うちのほうはそれに従って実施したということではございます。

〔「ちょっと聞き取れなかったんですが」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 総務課長、いま一度お願いします。

総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監（中村久義君） すみません。

国のほうから指示が来ておりますので、それに基づいて協議し、それを実施したというようなことでございます。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私は、この60号議案について、反対の立場で討論します。

人事院は、この8月に国家公務員の一般職の月給と期末勤勉手当を同時に引き下げるということを内閣と国会に勧告をされたわけですが、これは2年連続ということになります。先ほど質問したように、総額では約1,300万円ということになります。

このような大幅な賃金の削減は、町の職員に対して生活の悪化をもたらすものだと私は思います。近年は長期に給与の削減や据え置きが続いていることから、生活は厳しいものになっております。

この人事院勧告のマイナスの影響というのは、地方公務員、特殊法人や農協などの全国規模で働く人たちに大きな影響を与えるものと私は考えます。このことは、深刻な不況の内需拡大の必要性が指摘されているにもかかわらず、景気や地域経済をさらに低下させていくことになると私は思います。このようなことから、吉田町は人事院勧告に基本的に準拠した姿勢というのは容認できないものであります。

公務員というのは、ストライキ権など労働基本権が制約されております。その代償機能を担う機関として人事院が設けられているわけでありますから、人事院は公務員の福祉と利益の保護機関としての役割は果たすべき使命があると思います。にもかかわらず、2年連続の基本給と期末手当の削減では、本来の役割は果たさないと私は思います。

ですから、私は今回のこの人事院勧告は見送ってもいいと思いますので、反対いたします。

○議長（増田宏胤君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） 私は、第60号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成をする立場で討論します。

先ほども総務課長の説明でありましたが、県下で2番目に低いと、そういう面で職員の行財政改革の一部として履行しているんだなということを感じました。当然今の財政状況の中、町民の生活もかなり厳しいと考えております。

それに伴って、町も公務員の立場としてこのように町民と痛みを分かち合うということで、このような人事院勧告に基づく議案を出してきたということについては賛成いたします。

○議長（増田宏胤君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（増田宏胤君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第61号議案の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 第61号議案 特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号議案の質疑、討論、採決

○議長（増田宏胤君） 第62号議案 吉田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、追加日程配付のため暫時休憩とします。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時31分

○議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。

○議長（増田宏胤君） お諮りします。

お手元に配付のとおり、7番、永田智章君から発議案第10号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎発議案第10号の上程、説明、質疑

○議長（増田宏胤君） 追加日程第1、追加議案の上程を行います。

発議案第10号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者、永田智章君の説明を求めます。

7番、永田智章君。

〔7番 永田智章君登壇〕

○7番（永田智章君） 吉田町議会議長、増田宏胤様。

吉田町議会議員、永田智章。

発議案の提出について。

吉田町会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり発議案を提出します。

発議案提出の理由を申し上げます。

人事院は8月10日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関して支給の引き下げについて勧告を行った。政府は、現下の社会経済情勢などを勘案し、去る11月1日の閣議で人事院勧告どおり実施するとし、特別職についても一般職と同様に取り扱うこととしている。

よって、当町の議会議員の期末手当においても、特別職の国家公務員と同様の支給月数を引き下げることが妥当であると判断したため発議案を提出いたします。

発議案第10号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年吉田町条例第86号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び吉田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年11月29日提出、吉田町議会議長、増田宏胤様。

提出者、吉田町議会議員、永田智章、賛成者、吉田町議会議員、八木宣和君、同じく八木

栄君、同じく藤田和寿君、同じく杉村嘉久君、同じく河原崎昇司君。

それでは、本文を朗読いたします。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年吉田町条例第86号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の160」を「100分の145」に改める。

第2条、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6月に支給する場合においては100分の145」を「6月に支給する場合においては100分の140」に、「12月に支給する場合においては100分の145」を「12月に支給する場合においては100分の150」に改める。

附則、この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（増田宏胤君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

永田議員、御苦労さまでした。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎動議の提出について

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 動議を提出します。

吉田町議会議長の不信任決議を提出します。

○議長（増田宏胤君） 動議に賛成者はございませんか。

〔「賛成」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） ただいま佐藤正司君から吉田町議会議長の不信任決議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩中に議会運営委員会を開きますので、議会運営委員は第1会議室へ御集合ください。

再開は、議会運営委員会が終了次第とし、再開時間は後ほどお知らせします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前10時14分

○議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

○議長（増田宏胤君） ここでお諮りします。

お手元に配付のとおり、吉田町議会議長の不信任決議を追加日程第2とし、日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第2を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程第2、発議案第11号につきまして、私の一身上に関する事件であります。除斥に当たり、適正な審議を求めため申し上げます。

議長としての職務については誠意を持って職責を果たしてきており、非があるとは思っておりません。議長の任期中は、議長としての責務は果たす覚悟で来ております。

なお、訴訟については係争中であり、厳正な司法の場で審理中であることから、結果については真摯に受けとめ対処いたしてまいります。

本発議案に関連することから発言し、適正な審議を求めます。

これより副議長において議事を進めていただきます。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時15分

○副議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎発議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（八木 栄君） 追加日程第2、発議案第11号 吉田町議会議長の不信任決議を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、14番、増田宏胤君の退場を求めます。

[14番 増田宏胤君退場]

○副議長（八木 栄君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時16分

○副議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

提出者、佐藤正司君の説明を求めます。

1番、佐藤正司君。

[1番 佐藤正司君登壇]

○1番（佐藤正司君） 発議案第11号。

平成22年11月29日、吉田町議会議長、増田宏胤様。

提出者、吉田町議会議員、佐藤正司、賛成者、同片山 武議員、同大塚邦子議員、同吉永満榮議員。

吉田町議会議長の不信任決議。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

吉田町議会議長の不信任決議。

本議会は、吉田町議会議長、増田宏胤君を信任しない。

以上、決議する。

平成22年11月29日、吉田町議会。

理由。

増田宏胤議長は、平成11年4月19日に町職員を退職した際、吉田町職員優遇退職実施要綱の適用を受け、割り増し退職金を受け取りました。退職日の翌日が吉田町議会議員選挙の告示日であり、増田議長は立候補して当選し現在に至っています。

この件に関し、ことし8月、住民から現吉田町長を相手に静岡地方裁判所民事部あてに「違法公金支出金返還請求事件」として訴状が提出されました。

住民は訴状の中で、当時増田議長が町職員を退職して議員に立候補したとき、勸奨退職制度を適用させ割り増し退職金が支払われたことが違法ないし不当に支出されたとし、現吉田町長は、増田議長に対し不当利得金を返還するよう請求すること、また、当時の町長及び総務課長に対し、法令遵守を怠り、故意または重大な過失により町へ損害を与えたもので、損害賠償する責任があるため請求するよう争われているものです。

一方、元町長が吉永議員に対して名誉毀損、増田議長が吉永議員に対して名誉毀損の訴えを裁判所に提訴し、増田議長の勸奨退職金問題に関係して3つの裁判が同時に争われるという異常な事態になっています。

議会としては、この件に関し何らかの判断をすべきと百条委員会の設置が提案され、賛成少数で見送られました。議会の監査請求は成立し、監査委員から監査結果報告がありました。報告を受けた議会は、議会としての結論を出さないままとなっています。

このように疑念が残された中、当事者である増田氏が議長席でこの問題について采配を振るうことは到底できないこととあります。

言うまでもなく、地方自治法104条において定められているように、議長の職務は議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する職務を全うすることとあります。

このまま増田宏胤議長が議長職を続けることは、議会が町民の皆さんから信頼を得ることはできないと考えます。

吉田町議会として、増田宏胤議長の不信任を決議し、議長職を辞することを求めるものです。

以上です。

○副議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田でございます。

佐藤議員に御質問いたします。

今、この増田議長を信任しない理由でございますけれども、当事者が議長席に座っているということが問題であるといった点と、議会が何もしていないのは、議長が当事者であるために何もできないといった論調になっておるわけでございますけれども、その点について再度確認をしたいと思えます。

それと、議会が何もしていない、報告を受けた議会は議会としての結論を出さないままになっていますということですが、議会としてこの件に関しまして監査請求もして、その結果を受けて、説明も受けたことになっていますが、それについても何もしていないという認識なんですか。その2点をお聞きします。

○副議長（八木 栄君） 佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） お答えします。

私は、この問題は増田議長個人の問題、確かに個人の問題ですけれども、その問題を議長本人が抱えていては、議長がその問題を自分で自分のことを判断するというのは無理だと私は思います。ですから、私は議長はかわって、この問題も含めて公正、公平にやるのが議会だと思えます。

そういう意味で、本人の問題だというのはそういうことだと私は思って、こう言っているわけで、それからもう一つの議会が結論を出さないままとなっていますということですが、確かに監査請求をして、監査報告は受けて、監査委員から説明も受けました。受けたけれども、受けたままで、じゃ議会はあの監査結果報告がよかったのか悪かったのか、議会として、私はあの監査報告については納得できないということと言っているんですけれども、皆さんがあれで納得するんだよと、何もしないという意味は、その結果に対して議会としての意思をはっきりしていないということを私は言いたいということを書いたんですけれども、私は納得しませんと言っているんだけれども、じゃ逆に皆さんは、あの監査結果報告でよかったんですよと、勸奨退職制度を使って支払ったことがよかったんだというふうに皆さんが判断をしているなら、そういう判断を議会として言うべきだと私は思ってこう言っているわ

けで、何もしていないという表現ではなくて、結論を出さないまま、初めはそう書いたんですけれども、書き直してありますので、そういう意味です。

○副議長（八木 栄君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） その結論を出すということは、このような形で本会議の中でやったり、全員協議会の中で討論して、それぞれの考えをぶつけ合ったりすることでありまして、それと今回の議長不信任と、私はそんなに関係がないのではないかと。というのは、この案件に関しまして、過去の定例会でも発議等が出ておりまして、そのたび先ほどの議運でもそうですし、現在でもそうですが、関係しているということで、退席しておるわけでございまして、議長としてその議事を担っているわけではないわけでございます。

議員をやめるといことですか。ということは、そういう論法になりますよね。自分に関係する議案が上がっているのにいるのはおかしいということですが、この席に、ここに今いないわけなんです。過去においても、この案件が出たときにはいなかったわけでございまして、それが、議長がいるからどうのこうのというおかしいのではないかと。というのは議員でいること自体がおかしいというようなことになって、今のお話だとなるような感じがしてしょうがないのですが、今、議事は副議長が行って、利害者はいないわけでございまして、それをもって利害者が議長であるということが、この問題を解決しないというようなお話であるわけでございますけれども、議長としての職は、今いないわけですが、それが不信任につながるかというのは、少し再度御説明をお願いしたいと思います。

○副議長（八木 栄君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） この決議は、あくまでも議長不信任決議ですから、議員の辞職勧告ではありませんので、そこは、本来なら私は議員辞職勧告を出したいくらいな気持ちではあるんですけれども、今、裁判で係争中ということもありますから、それは出しておりません。あくまでもこれは議長不信任決議ということですから、そこは理解していただきたいと思えます。

それから、なぜ私が議長に対して不信任を出しているかということは、議長が各自治体1,800ぐらいですか、議会があつて議長がいらっしゃいますけれども、住民から疑念を持たれて、返還請求を訴訟として起こされているというのは、本当にこれ異常だと思うんですよ。それに関連して3つの裁判が同時に起きている。これが異常でない、何ともないというふうにも感じているとしたら、私はちょっと感覚がおかしいのではないと思うんですよ。こんな異常な事態、異常な議会が、何ら放置といつてもいいと思うんですけれども、議長は先ほど何か言いましたけれども、全く自覚がないようですから、私はああいう感覚があつて議長をやっていること自体、私信じられないものですから、少なくとも一たん疑念が解かれるまでは議長職はおきて、一議員で議会にいるのは別に問題ないと思えますけれども、少なくとも議会の代表、町民の代表として町当局と対等にわたり合うというような状況には私とも思えないんですよ、今。

ですから、私は一たん議長はおきていただいて、ほかにまだ13人いらっしゃるわけですから、その中から再度議長を選び直して、やはり議会としてきちっと機能を果たしていくということが、私は普通の町民、この間も議会報告会をやりましたけれども、今、町民の関心のあるところはこの問題だと思いますよ。ここが、議会がはっきりどうなっているかはっきり言わないということが非常に不信を招いているのではないかと私は思います。

以上です。

○副議長（八木 栄君） 5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 今、2回質問しまして、佐藤議員のほうから御答弁いただいたわけですが、ございますけれども、今、私が感じたことは、裁判の当事者であるから議長はまずいよといったような形で聞こえてくるわけで、この文章を読みますと、議長以外にもお名前が出ている議員もいらっしゃるわけで、何か本当に議長の職務というのは議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統括し、議会を代表するといったこととございまして、私的な、町も絡んでいる裁判で私的と言っていいかわかりませんが、今、司法の場で争われている問題と今回の議長の職といったものが、果たして同じ議論をしてよろしいかなと私は思うわけです。

そここのところの第一の原因が、どうも本来の理由ではなく違った理由が、主に裁判ということに関係している関係人であるために、議長としての職は全うできないといったような御発言ということとよろしいか、最後の確認をさせていただきます、私の質問を終わります。

○副議長（八木 栄君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） もともとこの問題は増田議長が11年前に、書いてあるように当事者として関係しているわけで、これがうわさであったのが4月の時点でいろいろな関係、当時の事務処理関係書類が出されたわけです。私は、その時点で増田議長がきちっと説明責任を果たせば、少なくとも裁判になるというか、そこもこういう問題までは発展したかどうかはわかりませんが、私は増田議長が議員として説明責任を果たしていないと、ましてやそれが議長をやっているということは、非常に議員としてもはっきり議会に説明していないんじゃないですか。聞いたって抽象的なことを言うだけで、新聞記事だけを読んでも、その都度言うことが変わっているのかなと思います。僕らには答えられないけれども、新聞社に聞かれば答えているわけで、その辺を確認したいと思っても、そういう場すら持てなかった、百条の調査委員会もできなかった、事務の検査もできなかった。できたのは監査請求だけでした。そういうことの原因をつくったのは本人だと私は思います。

そういう意味では、本人が本当に議長をやっているのか、それから裁判のことについても、さっきも言いましたが、訴訟の本人、訴えられるほうと、直接本人は訴えられていませんけれども、町長を介してその問題が訴えられているわけですが、住民訴訟が起こされていることと、またこの件に関連して名誉毀損ということで、自分も同僚議員を裁判に訴えているということが、私は本当にそれが説明がされていないんじゃないですか、議会にも。その経過も、なぜ訴えたのかということも、裁判所ではやっているかもしれませんが、議会には何ら説明がないと私は思います。

私は本当に聞きたいですよ、増田さんに。そういうことが裁判の当事者になってしまっているということをやはり議長としては、私はふさわしくないという思いで、こういう決議案を出しました。

○副議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○副議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。

佐藤議員、御苦労さまでした。

それでは、討論を行います。

反対討論はありますか。

2番、枝村議員。

○2番（枝村和秋君） 2番、枝村です。

発議案第11号について、反対の立場で討論します。

今回の発議案のもととなりました勸奨退職の問題については、さまざまな意見があります。発議案の説明の中にもありましたが、現在、このことに関連する3つの裁判が行われています。私は、勸奨退職問題の是非については、裁判の結果を見て判断していきたいと思っております。したがって、今回の吉田町議会議長の不信任案決議についても同様に考えております。

よって、本案に反対するものであります。

○副議長（八木 栄君） 賛成討論はございますか。

9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 9番、大塚邦子です。

賛成の立場で討論をいたしたいと思えます。

増田宏胤議長が2009年5月13日の議長選立候補の所信表明を少し読みたいと思えます。これは、増田宏胤議員が議長に立候補する際に、私ども議員に対して所信を表明したものであります。これをもう一度皆さん、よく聞いてもらいたいと思えます。

一部抜粋になりますけれども読みます。

第1に、議会の使命として使命と正常化を重視していきたいと考えております。現在の議会は正常な姿でないと思うことから、特に正常化を目指していきたいと考えております。

現在、議会は当面する課題として議会改革が重要であります。議会としては、1つ、町の条例、規則等は住民の立場に立ってルールを改めていくこと、2つ、提案された議案に対しての意思決定は、是は是、非は非として慎重に行動すること、3つ、住民のために適応、適正で公平、効率的な行政であり、民主的に行われること、4つ、町長の行財政執行に関しては、チェック機関でありますので、これを重視していくこと。議会の運営に当たっては、公正無私の立場を堅持し、地方自治法を柱とした会議規則、委員会条例を遵守し、議会制民主主義に沿って、民主的かつ効果的な議会運営に努めることをここにお誓い申し上げます。

このように増田宏胤議員は、議長選に立候補されて当選をし、現在、議長をされているというところをまず前提にしていかなければならないと思えます。

次に、先日報告いただいた町の監査委員による監査結果報告にあるように、町の職員だった増田宏胤議長が選挙に立候補するため選挙告示日の前日を退職日としたことは、客観的に明らかである。ところが、選挙に立候補することが明らかな場合には適用されないはずの勸奨退職として取り扱われ、割り増し退職金が支払われました。このことも客観的に明らかであると判断した上で支払われたというふうに、同等に町民の方々はそれを理解しております。だからこそ住民監査請求や訴訟が起きたのです。

多くの町民が疑問をぬぐえない中で議会を代表する議長にとどまっていることは、議会の信頼を失うことは明らかです。片方で、来年3月議会で議会基本条例をつくらうとしているのに、議長問題に議会が触れないのは全く道理に合いません。裁判の結果が出るまで議長席にいるつもりのようなのですが、議長席を退いて裁判の結果を待つというのが、議員としての良心ではないでしょうか。

増田氏を議長に置いておく我々議員も町民を愚弄するものだと強い危惧を感じることから、即刻辞職すべきであり、また、町民の前に襟を正すべきであり、不信任案に賛成したいと思います。

先ほど議長が、非があるとは思っていない、議長として全うする、結果については真摯に従うと申ししておりましたが、このように裁判を待たずに町民の多くが疑問をめぐえていない状況の中では、議長職を退くというのが議長としての資質であり、良心であると思います。

不信任案に賛成いたします。

○副議長（八木 栄君） ほかに討論はございますか。

8番、八木宣和議員。

○8番（八木宣和君） 8番、八木です。

私は、本議案につきまして反対の立場から討論をします。

本議案は、増田議長の勸奨退職金問題に関係して3つの裁判が同時に争われているという非常事態になっており、このようなことが議会の混乱を招いていると、そして、この混乱を生じさせているのは増田議長であるというような理由によって、増田議長の不信任を求めるものでございますけれども、この3つのうちの2つの訴訟における素因は、この決議理由にも述べられているように名誉毀損であり、増田議長が被告人として訴えられているものではありません。この2つの訴訟は、被告人の言動が司法の場で問われているものであって、増田議長がその責めを負っているものではありません。したがって、このことが増田議長が議会の混乱を招いているという理由にはならないと思います。

そして、3つ目の住民訴訟でありますけれども、決議理由で述べられているように、確かに議長の勸奨退職金問題に関係しての訴訟提起であるわけでございますけれども、その結果は、司法の判断にゆだねられることであって、訴訟が提起されたからといって、議長が能動的に議会に混乱を招いているとは言えないのではないのでしょうか。そして、このことが議長が議長としての職務を遂行する上で支障を来しているとは思いませんし、現に議長としての職責を十分果たしていると思います。

以上、述べましたように、増田議長の不信任を決議する相当な理由はなく、私は本議案に反対します。

最後に、議会は何で内輪もめばかりしているのか、巷間言われております。議会は今、我々の任期末でありますこの3月議会に向け、議会改革、そして議会基本条例の制定に向けて取り組んでおります。巷間言われているように、議会は何でこんな内輪もめばかりしているのかと、そんなことを言われたいためにも議会が一つになって、目標達成に向け議会活動を進めていきたいものだというふうに私は思います。

以上、本議案につきまして反対討論といたします。

○副議長（八木 栄君） 賛成討論はございますか。

6番、片山 武君。

○6番（片山 武君） 6番、片山です。

私は、この発議案に賛成の立場で討論させていただきます。

私は、とにかく2期目でございますが、私は祝儀問題で問題視され、そのときの議会議員は16名でございました。そして、住吉地区から8名が出されておりましたが、辞職したのは

私ただ1人だけで、そして、そのときの辞職を認めたのは今の議長である増田宏胤議長でした。そして、そういったことも、また議長である増田議員も絡んでいたものですから、私は同調者が2人や3人はいるかと思ったんですが、結局辞任したのは私だけでした。

したがって、そういったことを私は議会の議員としてのたしなみとして、先ほど大塚議員が言ったように、議長が立候補するときに、是は是、非は非とかとちゃんと判断する、その方が今もって、ことしの初めからそういったものの自分の責任を追及できないということが、私はその方が議長にいるということは、非常に議会を混乱させているもとだと思いますので、この際、私は一度ちゃんとした議長職をおりていただいて、そして町民の判断をいただいて、正しいかどうかを判断いただくのが、まず議会の活性化の一つだと思いますので、私はこの発議案については賛成でございます。

以上でございます。

○副議長（八木 栄君） ほかに討論ございますか。

反対討論の方ございますか。

7番、永田智章君。

○7番（永田智章君） 7番、永田智章です。

私は、本発議案に反対の立場から討論いたします。

議長は、就任以来よく議会をまとめてきています。日ごろの議会運営についても、議長の采配は不信任に値するような問題は何らありませんでした。それに、議会が行った監査請求の結果からしても、議長の不信任に値する結果は出ておりません。3つの裁判が出て混乱をもたらしたのも、周りの一部の人が混乱させているのであって、私は議長お1人の責任ではないと思っています。

よって、私は本発議案に反対いたします。

○副議長（八木 栄君） そのほか。

10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 吉田町議会議長の不信任案決議について、賛成の立場で討論をいたします。

地方自治体の議長は、自治法第18条の規定により議会の許可を得て辞職することができると思います。同条によって許可を得ない限り、絶対に辞職できないとされているわけです。不信任案決議によって、その職を失うものではないと解説をされております。つまり議長みずからの意思で辞職を決定し、議会の許可を受けることによるのみ辞職することができるという法規されています。議会が判断すべき問題であります。

したがって、今回、決議の理由としている勧奨退職制度を適用させ、割り増し退職金の給付に関する不当利得返還要求権等で静岡地方裁判所の民事部で係争中のことは事実であります。

さて、吉田町議会は、増田議長の過去の退職金不当利得行為は司法にゆだねるべきと全員協議会を開催し、お願いした席で、議運長から、議会は討議も何もしないということで、先ほど藤田議員は討議もした、意見交換もしたと言いますが、討議はしないと、司法にゆだねると言いました。規範によると、犯罪捜査は司法直接の手にゆだねるべきであると解説していることから、吉田町議会は犯罪捜査権を司法に求めたことになり、このことから議会は犯罪査察としてこの事件を判断して議会の調査権を放棄したかと私は思っています。事

務の不当、違法を放置して今まで来ております。

この件は21年6月、私の一般質問で議員からの通告の要旨が議会運営委員会の審査以前、締め切り前に事務局内に退職金運用裁決者、当時の元町長へ議長の許可もなく持ち出されて渡したことで、それからが進展しているところであります。元町長からの名誉毀損提訴に対する証拠資料として裁判所を通して町から提出された書類、甲1から甲12に至るまでの文書は、当時の町長、課長職員がどのように取り扱ったかを示すもので、平成14年当時の勸奨退職金を支給した財務会計上の行為について厳正に検証されるべきもので、その事務行為を明らかにし、町民に不利益が生じていることがあってはならないと考えております。

当然のことで、議会の厳正な判断を求められていることが、先週実施された議会報告会で自治会役員を中心とした開催した中で質疑、意見交換の場でも説明をいたしました。

議会として、議会基本条例案の骨子の中で、議員の使命として、議員は資質の向上に励み、問題の争点を明らかにすると、みずから研さんに努める、規範や次の条文では、議員の行為、規範において、議員は町民の代表者であることを深く自覚し、その活動に当たっては公平性、透明性を重んじて行動し、いやしくもその行為により町民に疑惑や不信を招くことがないと規定しています。町民の福祉の向上を旨とする地位でなくてはならないわけです。

この第2回議会報告会で、議会改革の状況と基本条例案の骨子の報告を全町民に向けて行ったことは、きょうの臨時会に提出された決議内容についても、条例が3月制定運用前に議会改革の必要性について関心事として意見交換され、自分たちの意見等が行政や議会に反映される取り扱いを期待されて、有意義な会だったと私は思っております。

そこで、議会の議長は、決議理由である議事整理権や議会代表権を有しております。また、報告会の開会あいさつにおきましては、増田議長から基本条例の制定の背景の一部内容や条例の前文の要旨も発言されました。その中で、町民に信頼される開かれた議会をつくることを誓いましたと、そして、民主主義に寄与し、住みよい町づくり云々であります。

これからの議会改革の状況で、協議中である項目を調査、検討など意見や質問は次の報告会で説明責任のできる状態で、議会の機能向上に努めておかないと執行主体や住民の理解が得られる条文と判断されるように期待をしたいと思っております。

住民の期待は、二元代表制の一方の代表である議長は、議事機関、意思決定機関として議長権という代表権を持ち、町民に対する責任を厳粛に受けとめているならば、この時点では静岡地方裁判所民事部での口頭弁論の進行中ではありますが、司法の審判による判断で進退を決する説明では、判決の確定に至るまでの間には相当な期間がかかります。二元代表の住民代表権の議長が、議会の職務権限である公平な執行ということを大前提とするとき、前町長から訴訟告知され、不当利得金の返還要求されるなど疑いの目で見られているものは、議長職が代表権を有している限り適切ではありません。

増田議員みずからの意思で議長職を辞職することを決定し、法令もしくは会議規則に基づいた合議体に戻して、議会の許可を得ることによって、この議事を統理することが職務を全うしたことになると思います。これらの手続を速やかにすることが議会改革だと考えております。

そういうことで、この決議案に賛成する立場で討論いたします。

以上です。

〔「議事進行、議長、ちょっと発言を求めます」の声あり〕

○副議長（八木 栄君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） ありがとうございます。

先ほど八木宣和議員から反対の討論がありました。その件に関してですけれども、八木宣和議員は町の議会選出の監査委員であります。先ごろ監査結果報告書も出されております。2人の連名で出されておりますけれども、先ほど反対討論がありましたけれども、監査委員というのは中立公正の立場であらなければならないというふうに私は理解しているんですけれども、町の監査委員がこの場で反対討論されるというのは、中立公正の立場からしてどうなのでしょう。わからないので教えてください。

それから、八木宣和議員は議会運営委員会の副委員長でもありますね。それから、その前に永田議員から反対討論がありました。永田議員は発言の中で、監査結果から、このたびの辞職……

〔「議長、討論の最中にこういう意見はおかしいんじゃないですか」の声あり〕

○9番（大塚邦子君） 議事進行ですので質問です。

それで、永田議員も監査結果報告が出ているので、その監査結果からは辞職には当たらないというふうに述べていますけれども、これは議会運営委員会の議運長としての発言でしょうか。その辺がちょっと合議制の議会としては、少し民主的でもないし、説明を求めたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（八木 栄君） ただいま討論でありますので、先に討論のほうを進めます。

〔「反対討論は有効なんですか、町の監査委員なんですよ。わからないので教えてください」の声あり〕

○副議長（八木 栄君） この場を除斥して、おりませんので、先ほど議員は13名という中でやっておりますので問題ないと思います。

それでは、そのほか討論ございますか。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 私は、本発議に対しまして反対の立場から討論させていただきます。

先ほどの発議への質疑の中で確認したとおり、これは、今回の議員不信案に対する理由の大きな位置づけというものが、今司法の場で争われている問題の関係人であるといったことが大きな理由であるということは、今の賛成討論をされた議員の方々の御意見を聞いた中でも明白でございます。

議長みずからの裁判に関する関係人としての判断というものは、あくまでも司法が出すものでございまして、我々議会は、この場で違法性、正当性を論ずるべきものではないと考えております。それは、さきの定例会で百条調査委員会設置の件においても、その考え方がこの議会の合議として、賛成少数で否決されたことから明らかであると私は考えております。

今回の議長不信に関しましても、そのときの理由が今回も正当性として議会の意思として出すべきではないかと考えます。

この議長の職員勧奨退職に関しましては、当時の町の考え、もろもろの判断を今司法の場で争われているわけでもございまして、現町におきましては、昨年と同僚議員の一般質問を契機に内容等が是正され、適正に処理されるようになったわけでもございまして、それと当時のことを考えて、今我々の現時点の議員が判断するというのはいかかなものかと考えるわけで

ございます。

先ほどの発議者に対する質問の中で私が申し上げたとおり、議長は、この案件に関して一切公の議場の場では議員としての権限を行使しているわけではございません。必ず除斥して、我々残された13名の議員にゆだねているわけではございまして、そこをもって議長が個人的な内容について、誤った議長裁定を行っているとは到底考えられません。残された13人の議員が、議長がいないところで明確な討論をすることが、議会改革につながるものと私は考えます。

よって、今回の議長不信任案決議に関しましては、目的があくまでも司法、裁判の誘導的ななかかわりの疑念を持つような事柄が含まれているため、私は公正公明な議会として、この案件に対して反対をするものとしたします。

○副議長（八木 栄君） そのほか討論はございますか。

12番、河原崎昇司君。

○12番（河原崎昇司君） 12番、河原崎昇司であります。

私は、吉田町議会議長の不信任決議に賛成の立場で討論をいたします。

議長の職は議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する職務を全うすることにあります。増田議長は、今回の訴状を受けることならまだしも、増田議長みずから同僚議員を名誉毀損として訴えた。私はこの点は大変残念でなりません。我々あとわずかな任期の中で、さまざまな意見のある中、ただいま3つの裁判が行われております。

ただいま同僚議員の言われました裁判の結果を見て判断するのが当然かも知れませんが、昔から言われる是々非々という言葉があります。いいことはいいこととし、悪いことは悪いとしたならば、私は、議長の不信任決議に賛成をいたします。

以上であります。

○副議長（八木 栄君） そのほかございませんか。

[発言する人なし]

○副議長（八木 栄君） ないようですので、これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（八木 栄君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

それでは、14番、増田宏胤君の入場を許可いたします。

[14番 増田宏胤君入場]

○副議長（八木 栄君） ここで、暫時休憩とします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時06分

- 議長（増田宏胤君） 暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。
ただいまの出席議員数は14名であります。
-

◎動議の提出について

〔「議長」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

- 9番（大塚邦子君） 9番、大塚邦子です。

私は、平成22年7月14日付け吉監第11号の監査結果報告書に係る決議を提出いたします。

- 議長（増田宏胤君） 動議に賛成者はございますか。

〔「賛成」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） ただいま大塚邦子君から、平成22年7月14日付け吉監第11号に係る決議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立いたしました。

ここで、暫時休憩とします。

休憩中に議会運営委員会を開きますので、議会運営委員は第1会議室へお集まりください。

再開は、議会運営委員会が終了次第とし、再開時間は後ほどお知らせいたします。よろしくをお願いします。

休憩 午前 11時06分

再開 午後 1時00分

- 議長（増田宏胤君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。
-

- 議長（増田宏胤君） ここでお諮りします。

お手元に配付のとおり、平成22年7月14日付け吉監第11号に係る決議を追加日程第3とし、日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第3を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

〔「議長、発言を求めます」の声あり〕

- 議長（増田宏胤君） 8番、八木宣和議員。

- 8番（八木宣和君） ただいまの発議案第12号でございますけれども、この件に関しましては、監査結果報告書に関する決議案ということで、監査結果報告に対する決議ですので、私監査委員の1人として、この審議に参加することはちょっと適切ではないというふうに考えます。したがって、退席の許可を求めます。

- 議長（増田宏胤君） 8番、八木宣和議員の退席を許可します。
〔8番 八木宣和君退席〕

◎発議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（増田宏胤君） 追加日程第3、発議案第12号 平成22年7月14日付け吉監第11号に係る決議を議題とします。

提出者、大塚邦子君の説明を求めます。

9番、大塚邦子君。

〔9番 大塚邦子君登壇〕

- 9番（大塚邦子君） 発議案第12号 平成22年11月29日、吉田町議会議長、増田宏胤殿。

提出者、吉田町議会議員、大塚邦子、賛成者、同吉永満榮議員、同佐藤正司議員、同片山 武議員。

平成22年7月14日付け吉監第11号の監査結果報告書に係る決議案。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成22年7月14日付け吉田監第11号の監査結果報告書に係る決議。

1、平成22年7月14日付け吉監第11号の監査結果報告書をもって報告された事実関係によると、元吉田町職員の増田宏胤議長が平成11年4月19日付けで吉田町職員優遇退職実施要綱の適用を受けて退職が許可され、割り増し退職金が支給された事務処理は不適切だったと判断する。

町当局は、常に地方自治法第2条第14項の規定に準拠した適正な事務処理に努められるよう強く要望する。

2、平成22年7月14日付け吉監第11号の監査結果報告書は、詳細な事実確認が行われた監査内容であると確認できるが、監査の結論において、事務処理過程が適切でなかったことを認めながらも、吉田町職員優遇対象実施要綱が適用されたことをやむを得ないとするばかりか、増田宏胤氏の退職の主たる理由は、家庭におけるやむを得ない事情であることを認めている。不適切な事務処理を認めたにもかかわらず、このように公金の支出は正しかったとする監査委員の見解は理解しがたく、監査結果としては不適当なものである。

監査委員は、いかなる場合においても地方自治法第198条の3の規定を遵守し、正しい見識を持って監査に当たられるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成22年11月29日、吉田町議会。

提出の理由を述べます。

吉田町議会は、元吉田町職員の増田宏胤議長が平成11年4月19日付けで吉田町職員優遇退職実施要綱の適用を受けて退職が許可され、割り増し退職金が支払われた件に関して、優遇退職実施要綱の適用並びに割り増し退職金の支払いに係る事務処理について疑義があるため、平成22年5月24日開会の臨時会において、監査委員に対して地方自治法第98条第2項に基づく監査請求を議決しました。

平成22年7月14日付け町監査委員から提出された吉監第11号の監査結果報告書によれば、

3、実施した監査の手続のところ、監査は退職手当制度の正しい理解がなされた上で適正に公金が支出されていたかどうか、その請求の趣旨に沿って一連の事務手続を全体にとらえて実施するものとしています。

その上で、監査対象機関による関係書類の提出や閲覧のみによらず、地方自治法第199条第8項に基づき、当時の事務に携わった関係人すべてに出頭を求めたり、出向いたりして事務処理の経緯や判断など、正確な事実関係を把握することに努めて実施されたとのことでした。

監査の結果、監査委員は退職手当に係る手続については、事務処理過程については適切でなかったことを認めると結論を出されています。そうであれば、元町長が吉田町職員優遇退職実施要綱を適用したことはやむを得ないと判断されたことや、主たる退職の理由は、選挙に立候補することではないと認めたことは不適切な事務処理過程の中から生まれた結論となり、結論3がある以上、結論1と結論2は立証されないと考えます。監査結果報告書を読んだ多くの人々は疑問をぬぐえません。

このような中、監査請求を議決した吉田町議会は、監査結果報告書を受け取ってから6カ月もたっていることから、監査結果報告書に対する議会の見解を町民に示すことが急務と考えます。

元町長初め助役、教育長、総務課長の認識不足から不適切な事務処理を招き、公金が支払われたことは町民にとって不利益であります。

元町長が退職を勧奨した事実がなかったにもかかわらず、退職勧奨記録に退職勧奨年月日が記載されていたことや、退職手当請求書が請求者以外の者により書き直されていたことは、少なくとも公文書取り扱い上、極めて重大な問題であります。

吉田町議会として、監査でこれらの事実を把握しながら、割り増し退職金という公金が支払われたことをやむなしとした監査結果報告書は不適當な監査結果報告であるとの見解を示すこととします。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 私が発言する立場ではないのかもしれないですが、この理由のところの終わりから8行目のところに、元町長初め助役、教育長、総務課長の認識不足から不適切な事務処理が行われたと、こう書いてあります。この教育長というのは私のことを指しているんだろうと思いますが、間違いないですか。

〔「はい」の声あり〕

○教育長（黒田和夫君） 私が印鑑を打った事実はあります。ただ、そのときの文書が、例えば単なる退職願いであったのか、それだったら印鑑を打っても自然なことであると思います。あるいは立候補するために退職するだけけれども、これを勧奨退職とする、その認定で判こを打ったのか、そこのところだと思えますけれども。あとのほうだったら、仮にそうであったにしても、私の認識不足だと言われても間違いないですが、もしそうでないとしたら、簡単に認識不足だというふうに言われるのは、私としては大変心外なわけですが

も、そこのところを1点確認したいと思います。

○議長（増田宏胤君） 大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） お答えいたします。

民事裁判の中で、裁判所が吉田町に対して増田宏胤議員の割り増し退職金にかかわる意見書類というのを裁判所が申請しまして、吉田町は裁判所に提出をされました。その意見書類の中に稟議書というのがございまして、教育長が言われるように稟議書の中には2種類、職員の退職の承認についてというところは当時の黒田教育長の判こが押してあります。また、平成11年4月、退職者に係る報告書の提出についてというところでも、教育長に稟議書が回ってきたという事実が書類からわかります。その書類の中に退職手当請求書がありまして、別のもので書かれた見え消し線と勸奨退職という文書がついておりますので、その時点で、もしその手引きに基づいた適用項目を認識されていたのであれば、ここの水際で防げたということを考えました。

そういうことから、当時の稟議の判を打った役職の認識不足というところを理由で掲げていくことにしました。

以上です。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） そうすると、この理由書に書いてあるのは、大塚議員は立候補するための退職で、それが勸奨退職に当たるということを私が認定したと、そういうふうに書類上確認をしたわけですか。

それならば、私が仮にそれは当たらないというふうなことを知らなかったにしても、それは仕方がないというふうに思いますけれども、そうでないとしたら、これは私にとっては、ちょっと私の意図とは違うところだというふうに思いますので、まず大塚議員が私が今言ったことを書類上確認をしたのかどうか、裁判所云々でなくて、そのことを確認したい、それだけ質問します。

○議長（増田宏胤君） 大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 教育長は、その関係書類を目にしましたか。

○教育長（黒田和夫君） それは見ております。それは見て、私が判こを打っているということを見ましたけれども、その書類が、立候補するんだけれども勸奨退職にするんです、さあそれを認定しなさいという文書であったとは思わないんですけれども、これでいくとそうだとということになりますね。これは大きなことなので、そこのところを大塚議員がちゃんと確認して、理由としてここに書いたのかどうか、それを知りたいんです。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 当時の教育長が、稟議書が回ってきましたよね。そのときに判を押すわけですね。それは書類を見て押すわけなんですけれども、その書類の中で、増田宏胤氏の退職手当請求書の退職の理由に、吉田町議会議員選挙立候補のためと書いてあって、見え消しで線が引かれてあって、別の事務のものの勸奨退職という書類を目にしたときに、その書類がおかしいというふうにお気づきになったのかならないのか、逆に伺いたいです。

稟議書の三役の承認の印というのはとても大きな影響力があると思いますので、正しい、間違いがないということで書類に判を押すのでないでしょうか。そのときに添付された書類に、明らかに公文書の取り扱い上、訂正印も打っていないし、本人の字でないもので公文書が書

き直されていたとしたら、それは文書偽造にもなるのではないのでしょうか。その点で教育長が判を押すときに、その書類を見ておかしいということで問い合わせ等はされたのでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 教育長、黒田和夫君。

[「議事進行を願います。証人喚問ではありませんので、教育長のお気持ちはわかりますが、証人喚問みたいなことは、この場ではいかなものかと考えます」の声あり]

[「議長、今のことにに関してちょっと私も発言させてください」の声あり]

○議長（増田宏胤君） 1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 黒田教育長のお話はわかりますけれども、名前がわかるような形で出ているわけですから。私もちょっと気になったものですから考えたんですけども。

ただこの監査結果報告書を見ると、当時判こを押された方々全員に監査委員から聞かれているわけですね。その中に教育長とあるわけですから、当然お話をされた。その中の話も書かれています。教育長のところは教育長ということで、28日にお話をされた、1と2ということでお話は、読めばこのとおりだと思うんです。吉田町職員退職優遇実施要綱の適用については、吉田町長が承認する行為であり、特別な事情については全く知らないというふうに話しているし、2つ目に、退職手引きに書かれていることは知らなかったと発言されているわけですから、別にそのことをとやかく言っていることでは、私はないと思って、こういう発議に賛成したわけで、教育長とか一人一人全員の責任を問うてはおりませんので、ただここで言っているのは、ここにも書いてあるように、不適切な事務処理だったということは監査委員も言っているわけですよ。その中に判こが打たれていたから名前が載っているだけであって、そのことの責任を追及しているわけでは私はないと思って、賛成ということで賛成議員の名前を出したわけで、そういう意味で私はとっておるんですけども。

名前が出たことについては、監査結果報告に載っているから出たというふうに認識していただければいいと思います。

○議長（増田宏胤君） ただいま副町長並びに総務課長の退席を許可しましたから、お伝えします。

ほかに質疑ありませんか。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田です。

今、私はびっくりしました。議会としての意思表示をする決議文を作成した提案者及び賛成者の議員のほうから、この内容について弁解するような、説明できないような内容が含まれているといったような説明で、議会の意思を出すというのが決議であると私は考えるわけでございます。今のように、この決議の内容を広く町民に知らしめて、町の執行を監視する議会として誤解を招くような説明文が、今提案者、賛成者と違ったような話をされているし、それぞれの考え方の都合のいいような考えで、ましてや関係ある方々がいらっしやる中での決議というのは、余りにも事実の調査が相まっていないのではないかなと考えるわけでございます。

そこで提案者に質問いたします。

この提案理由等を拝見いたしますと、確かに監査報告に出ている文章をうたってはございますけれども、一部、一語句を抜粋して提案者の考えの論法を考えられていると。そういったことは、監査委員がやられた監査報告の全体を見て、自分のお言葉で述べられるならば問題ないと思うわけですが、文を引用して、その後いろいろな言葉があるわけです。言葉というのは最後の言葉で変わるという日本語独特の文法があるわけですが、そういうことによって関係する方々に大きな影響、誤解を招くようなものを本当にこの決議として出すお考えがあるか。また、なぜ自分のお言葉でここを書かなかったのか、監査報告書の一部、1カ所を引用して、それをもって正とするような、ましてや今それが、先ほども言いましたとおり司法の場で争われているわけですが、それを議会として決議することというのは問題ではないかと思うんですが、そこについての提案者のお考えをお聞きいたします。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） 必ず自分の意見なり、議会としての見解をまとめるときには、論拠というものが必要になります。自分が考えることと、それから論拠として監査結果報告書の報告に基づいて意見を述べるのと、ではどちらが町民が説得力あるかといえば、個人的な考えはあくまでも個人的な考えなんです。ですから私は、いただいた監査結果報告書の中から答えを導き出そうと考えました。

つまり、この監査結果報告書で言われているのは2点あります。1点は、事務処理過程の段階で適切ではなかったと監査委員が出していますよね。ということは、事務処理過程が不適切だったということなんです。それは監査委員が述べられていることであって、これは議会が議決して監査請求をしていただいた報告書の中に書いてあるので、それを引用してなぜいけないのでしょうか。大塚の考えで議会の決議を持っていくということは到底できないというふうに考えております。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑はございませんか。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） この提案理由書のほうに監査結果報告を行い、それから6カ月もたっているということで見解を町民に示すということを監査を請求して、議会の考えを出すというのはもっともだなと考えるわけですが、

監査委員に対しまして、全員協議会において内容についての質疑も行いまして、それから全員協議会という場もありましたし、定例会も確かにあったと思います。なぜ全員の場合でこういった内容について協議して、全体の意識を図る形で決議文を出さなかったのか。臨時会という会期も限られた中に、突如けさ方動議を出されたというのは、この内容について、議員全体で認識を統一するようなお考えはなく、自分のお考えをあくまでも審議していただくといった意味合いの個人的な思惑の決議と考えざるを得ません。なぜ全協の場合でこういったことに対して決議を出したいと、私は考えているので皆様方の御意見をいただきたいというような形でなぜなされないのか。その点について、どうも私は理解に苦しむわけですが、6カ月もあったのになぜきょうの臨時会で、けさ事務局に出したといったことは、けさ提出されたということを知っておりますので、なぜでしょうか。

先週は議会本議会が4回ありました。全議員が一堂に会しています。そのときに話し合う

時間は幾らでもあったのではないのでしょうか。それが議会全体の意思として表明するに当たっての、大切な決議文として上程するお考えの提案者、その点についてはいかがなんでしょうか。

○議長（増田宏胤君） 9番、大塚邦子君。

○9番（大塚邦子君） お答えする前に、先ほどこの監査結果報告書には2つのことが言われています。1つは言いましたけれども、もう一つは、退職の理由ですよね。監査報告では、主たる退職の理由は、やむを得ない家庭の事情であり、議員に立候補するためではなかったということも認められています。この2つが大きいことだというふうに思います。先ほどちょっと2つ目を言わなかったのが、ちょっとつけ加えて言わせていただきました。

6カ月もたっているのにといいるところでありましたけれども、確かに監査委員に対して質疑もしましたし、質疑は全協の中で行われました。全協の記録も手にしております。そういう中で、去る9月議会に私も初め賛成議員となられた議員の皆さんの中で、きょうの賛成者の方々は、この監査結果報告書に対しては、幾つかの腑に落ちない点があるということで、9月議会で事務調査をして監査結果報告書に対する理解の展開を出そうということも行動を起こさせてもらいました。そのときも賛成少数で否決されました。

このような中で議会運営委員会、ここの見解が私ども議会運営委員会に入っていない議員にとっては、例えば先ほどの永田委員長も監査結果報告には問題がないような、監査結果報告のいうとおりであって、議長の不信任云々はする必要がないということも述べられました。私は6カ月もそのままにしておいてということで、大変町民の皆さんには、監査結果報告書はもう既に出ておりますので、そうした疑問がぬぐえないところもたくさんあるので、早く議会の見解を出してほしいと思います。

今までの議員のやりとりの中で、事務検査決議を否決されてきた中で、なるべく早く議会としての見解を出したいということで、本日、決議案を出させていただきました。12月議会もありますので、ぜひ議会運営委員会が中心になって監査結果報告書に対する見解をまとめていただきたいと思うぐらいであります。

○議長（増田宏胤君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） 質疑を終結します。

議員、御苦労さまでした。

討論を行います。

2番、枝村和秋君。

○2番（枝村和秋君） 私は、発議案12号について反対の立場で討論します。

今回の勸奨退職問題の監査結果報告には、私なり多少の疑義は持っております。この部分については監査委員の後での質問もありました。しかし、この監査結果報告の是非については、さきの発議案11号で反対討論でも述べましたように、私は裁判の結果を見ていかなければ、自分なりに判断はできないと考えております。

また、監査結果報告に対し各議員の見解が違うということで、毎回発議を出していれば、監査委員のなり手もなくなるのではないかと危惧しています。現に平成20年から21年にかけて8カ月もの間、町民代表監査委員が不在であった期間がありました。

よって、本案に反対するものであります。

○議長（増田宏胤君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

10番、吉永満榮君。

○10番（吉永満榮君） 10番、吉永です。

この決議案に賛成することで述べさせていただきます。

監査結果報告書は監査事務の公正な執行という大前提となっている。仮に公正な判断ができた、あるいはやましいことは実際なかったような場合でも、住民等に疑いの目を持って見られ、無法、不当な支出であることで関係者の責任で損失を補てんすべきであると住民からの請求要求も届いております。

報告書では、勸奨退職での割り増し退職金の支出は、事務書類において条例等に適法制に関する審査は適切でないとした結論は、違法な公金の支出に当たると結果を出されたことは、自治法242条4項では、必要な措置を講ずべきことを勧告する相手方として議会も明記されており、このことは職員らの具体的な声について監査委員は、その違法性を判断することを調査、その過程において条例や職務規範など違法性が判明した場合、法240の4項に基づき、職務の具体的な内容自体の違法性については議会にその是正に必要な措置を講ずることを勧告することもできると解説されております。

現状の町監査委員には、この判断と勧告するような職責は満たせないと考えますが、なぜなら監査事務局の体制が十分でない状況が一因とと思っています。もしその辺について議会運営委員会等で事務局のほうへ議会の政策あるいは議事支援等、事務局がやっていただければ、そういうことはなかったと、事務局の強化が必要と思っております。

そもそも監査請求の趣旨は、地方公共団体の職員による具体的な違法または不当は財務上の行為につき、調査はその発生の背景、原因、結果、今後の対策を中心に行うだけで、世論の焦点となっている事件については、その実情を明らかにし、公共団体の重要な事務の執行状況を精査することが規定されているわけで、これらの行為によって生ずる税金の損失を防止し、また、その回復を図るということが議会の議員であるならば認識されているはずで

と、ところで、今さら監査委員に勧告されるまでもなく、議会は議長の職務権限規定での議事整理権は議事が円滑に進行するよう整理し、その結果、整理する権限も含まれております。議長の発議または議員の発議によって会議に諮って決定することは法104条で規定されているわけです。こうした法規に基づいた合議体の議会であれば、住民からは信頼されません。先週の議会報告会も終了した時点で、住民からの意見、要望は議会改革中の基本条例の骨子について、論点、争点の明確化と議会や議員の使命である結果を示すことで、議会や議員が説明責任を果たさなければ議会改革に結びつかないのではないのでしょうか。

大事なことは、議会がしっかり運用されなければ、条例がしっかり運用されなければ何もならないということです。先週実施された第2回議会報告会は議会が役割を果たしていく前提となる報告会であります。行政や議会の公平、透明性を高め、しっかり担保されております。議会改革条例づくりは抵抗が大きいのは当然です。

この監査報告書の決議においても、しっかり住民の意見を聞き、議論や審議を行い、それを公開していくことが、各議員のみならず議会の取り組みとして町民の皆さんから求められている時代になっていると思います。これからの試行錯誤の改革や修正の積み重ねは、町民

に身近な信頼される議会に向けた取り組みでありますので、この決議は議会改革の一環として新しい町づくりに向けた議員の仕事であると認識されます。

そういうことで、監査報告書の決議への賛成討論といたします。

○議長（増田宏胤君） ほかに討論はありませんか。

4番、杉村嘉久君。

○4番（杉村嘉久君） 4番、杉村です。

私は、この発議案第12号に反対の立場で討論します。

本来、監査報告を受けた議会のすべきことは、その報告の内容からして、当局に対して何らかの是正措置を求める必要を認めるならば、決議として議会の意思を明確にすることにあるわけですが、今回提出されました決議案は、監査結果そのものを否定するものとするという、いわば地方自治法に定められた監査制度そのものの否定にもつながりかねない、また、法の要請を逸脱した決議案であり、とても容認できるものではないと思います。

以上、反対討論とします。

○議長（増田宏胤君） 賛成討論はありませんか。

1番、佐藤正司君。

○1番（佐藤正司君） 私は、この決議について賛成の立場で討論します。

私たち議会がこの増田議長の勸奨退職金問題について、この4月に裁判の中から新たな当時の事務書類関係の書類が出たわけです。それ以後、多くの町民は非常にこの問題に関心を持っているわけです。その中で、じゃ議会はどうするのかということが関心の的になったわけで、議会としては百条ということだったんだけども否決された。だけれども、監査請求はたしか9人の議員が賛成して、監査請求をして、監査結果報告が出されたわけで、監査結果報告が出された内容について、じゃ議会はどう判断するのかというのは、議会として当然態度を表明すべきだと私は思います。

だから、この監査結果報告が、先ほどの討論ではおおむね正しかったというように賛成討論された方もいますので、私はちょっとそういう立場ではない、納得できないよというところがあって、監査委員にも質問したんですけども、それはそれで終わっています。ですけども、そのまま議会としては、先ほど全協で何でやらないんだという話もありましたけれども、私は9月21日に監査委員に説明を求めたときの議事録を持っています。私は、そのときにこういう発言をしています。

きょうは聞くだけでもいいんだけども、後日でもいいから、きょうの説明を受けて議会として、じゃどうするのかという機会をぜひ持っていただきたいと思いますということで提案したら、そのときの副議長が議長をやっていましたけれども、わかりました。そのようにまた議長を初め議運のほうで諮ってみたいと思いますと、ちゃんと答えているんです。だけれども、その後そういう機会は議運のほうでは持つようなことはなかった、そのままほかしてあると言ってもいいと私は思うんです。

ですから、やはり町民は議会の判断を待っているわけですよ。この監査報告がよかったらよかったでいいじゃないですか。さっきもそのとおりだという意見がありましたよ。私はそうじゃないと思いますけれども。

だから、私はそのとおりだという決議をしてくださいよ。決議案を出してくださいよ。それで、そういう議会の判断はそうだと、町民に知らせましょうよ。その判断は、後は町民が

するだけだと思いますので、議会が裁判をやっているから裁判の結果を待てばいいというような態度では、議会の役目、議員の役目を果たしていないじゃないですか。

きょうこの決議案、私は賛成していますがけれども、反対される方々は、ぜひこの次の定例会で、この監査結果報告は何ら問題なかったと、このとおりだという決議案をぜひ出して諮っていただきたいと思います。

以上、賛成討論とします。

○議長（増田宏胤君） ほかに討論はありませんか。

5番、藤田和寿君。

○5番（藤田和寿君） 5番、藤田和寿。

私は、反対の立場でこの決議案に対して反対討論を行いたいと思います。

そもそも監査請求を行ったものは、町の事務処理の問題点や改善事項があるかどうかといったことをただすために行ったものでございまして、この監査結果の中にも、事務処理は不適切であったが、それに基づく理念は、昨年要綱の改定でぬぐわれているというような文面もあったと考えるわけでございまして、それと今回出されている決議の内容というものは、どうも一致していないのではないかなと私は考えます。

理由の文書においても、先ほど質疑の中でも申したとおり、大変影響のある言葉が羅列されているわけでございまして、議会としての意思として、これを公にするのはいかがなものかと考えるところでございます。

当時の勧奨退職につきましては、毎回申しているとおおり、今司法の場で争っておりますので、その司法の判断に任せるとして、我々議会は、今ここに平成22年11月29日にあるわけで、今、町の抱えている問題をいかにして解決して、よりよい方向に住民の安全福祉のために議会として機能しなければならないと考えているわけでございまして、そのようなこの監査結果を受けた前向きな決議であるならばいざ知らず、今回の決議といった内容を監査委員が監査結果は不適當、また正しい形式をもって監査に当たられるというような形で、町民に対して監査委員制度の不安を否定するような決議であります。

これは、二元代表制の一翼を担う議会として、また監査委員制度として中立無比の監査委員制度を運営している我が町の吉田町の議会として、断じてこのような決議を行うべきではないと私は考え、反対いたします。

○議長（増田宏胤君） ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（増田宏胤君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（増田宏胤君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

それでは、8番、八木宣和君の入場を許可します。

[8番 八木宣和君入場]

○議長（増田宏胤君） ここで、暫時休憩とします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時43分

- 議長（増田宏胤君） 暫時休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。
ただいまの出席議員数は14名です。
-

◎町長あいさつ

- 議長（増田宏胤君） 以上で平成22年第4回吉田町議会臨時会のすべての日程が終了いたしました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

- 町長（田村典彦君） 御苦労さまでございました。

- 議長（増田宏胤君） ありがとうございます。
-

◎議長あいさつ

- 議長（増田宏胤君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

本日は、諸議案の審議をいただきましたが、予定された議事も終了し、無事閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚くお礼を申し上げます。

◎閉会の宣告

- 議長（増田宏胤君） それでは、以上をもちまして平成22年第4回吉田町議会臨時会を閉会とします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 1時44分